

岡山市環境パートナーシップ事業実施要領

平成13年4月1日施行

平成19年11月9日最終改正

・趣旨

21世紀を迎えた現在、人類全体が直面している様々な環境問題は、その原因の多くが、私達のこれまでの社会経済活動やライフスタイルのあり方に根ざしています。このため、その解決のためには、全ての人々が身近なところから環境にやさしいまちづくりに取り組むことが求められています。

このようなことから、岡山市環境保全条例(平成12年3月22日公布)では、これを具体化する手法の一つとして、市民や事業者の環境保全活動をサポートするための「行動指針認定制度」の創設を規定しています。(条例第10条)

岡山市環境パートナーシップ事業は、この規定に基づくもので、一定の手続(団体等による届出、市による認証・表彰等)に参加していただくことを通して、その緩やかな組織化を図る一方、各参加団体間が情報を広く共有し、それぞれの取組や考え方、立場を理解するとともに、環境づくりに関する知識や能力の向上につながるような交流の場の一つを設けることにより、市として、それらの環境づくり活動を支援していくことを目指すものです。

・対象とする環境づくり

この事業の対象範囲は、地域環境から地球環境までの多様な環境づくりですが、それぞれの環境づくりの特性等により、下記の活動とします。

1. エコボランティア活動

地域や環境の問題に対する深い関心とこれを改善する意欲を持ち、自発的に環境を保全・創造する活動を実践する市民や団体等を「エコボランティア」と位置づけ、それらの活動を支援し、活躍できる場を用意するもので、以下の2部門とします。

(1) アダプトプログラム部門

市民団体や企業等の皆さんが、主に、特定の市域内で実施する清掃や緑化、自然保護活動等の自主的な環境づくり活動が対象です。

この取組の実施に際しては、活動団体等が一定地域と「養子縁組み」(アダプト)し、定期的な環境づくり活動を行うことについて、市と活動団体の間で合意書を交わすこととなります。また、市は、必要に応じて、活動地域内に、バナー(旗)・プレート等で活動団体名を表示します。

(2) 地球市民部門

市民団体等が、市域全体や地球全体の観点から取り組む自主的な環境づくり活動が対象です。主に、一定のグループ等で取り組むリユース・リサイクル活動や野生生物保護活動、環境学習支援活動等のほか、家族・個人単位で取り組むエコライフ実践活動(日常生活から排出される環境負荷を削減しようとする取組)も含むものとします。

2. グリーンカンパニー活動

現在の環境問題を解決していくためには、全ての人々による真剣な取組が求められています。特に事業活動については、環境への負荷が大きいことから、その活動に際し、自主的・積極的な環境への配慮に取り組む必要があります。

このため、原料の購入から廃棄物の排出・商品の販売等まで、自らの活動から発生する環境負荷を継続して低減していかうとする市内の工場や事業場等を「グリーンカンパニー」(環境保全活動に積極的に取り組む事業所の仲間)として位置づけ、それらの活動を支援し、優れた活動を市の内外に顕彰していかうとするもので、活動内容により4部門(ISO14001部門、エコアクション21部門、環境活動評価プログラム部門、ステップアップ部門)を設けるものとします。

(1) ISO14001部門

組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、その発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であるISO14001の認証を取得した事業者が、同規格に基づき実施する活動です。

(2) エコアクション21部門

環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定した、エコアクション21の認証を取得した事業者が、同プログラムに基づき実施する活動です。

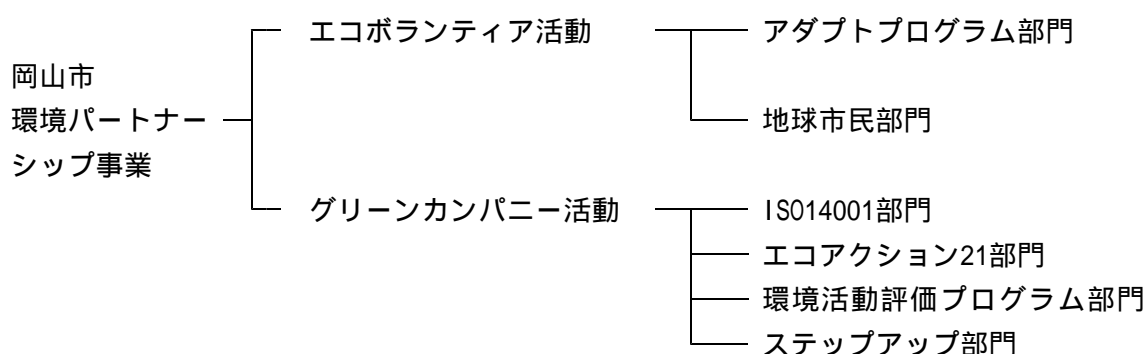
(3) 環境活動評価プログラム部門

事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、環境への負荷及び環境保全の取組について自己チェックを行って作成した環境行動計画に基づき実施する活動です。

(4) ステップアップ部門

中小企業基本法に規定された中小事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、チェックリスト(別紙3)等を利用して設定した具体的な取組事項の実践に取り組む活動です。

図1 岡山市環境パートナーシップ事業の構成



・各環境づくりの対象となる活動等の基準及び手順

1. エコボランティア活動

(1) アダプトプログラム部門

対象となる活動等の基準

広く、一般市民等に公開された一定規模の市域を対象に、市民団体や事業所等が、年3回以上取り組む下記の環境づくり活動とします(ただし、土地管理者の承認が得られたものに限る。)

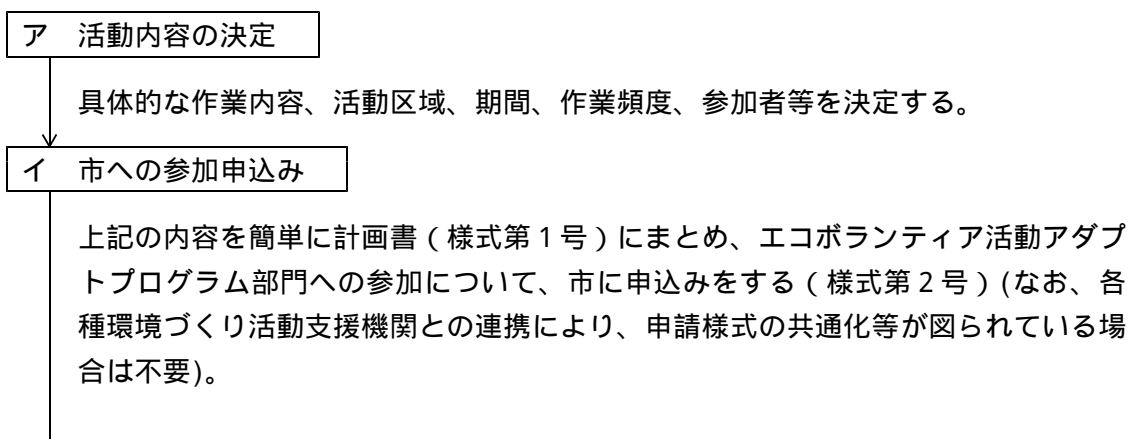
なお、活動期間は原則として1年以上、最高5年間とします(継続は可)。

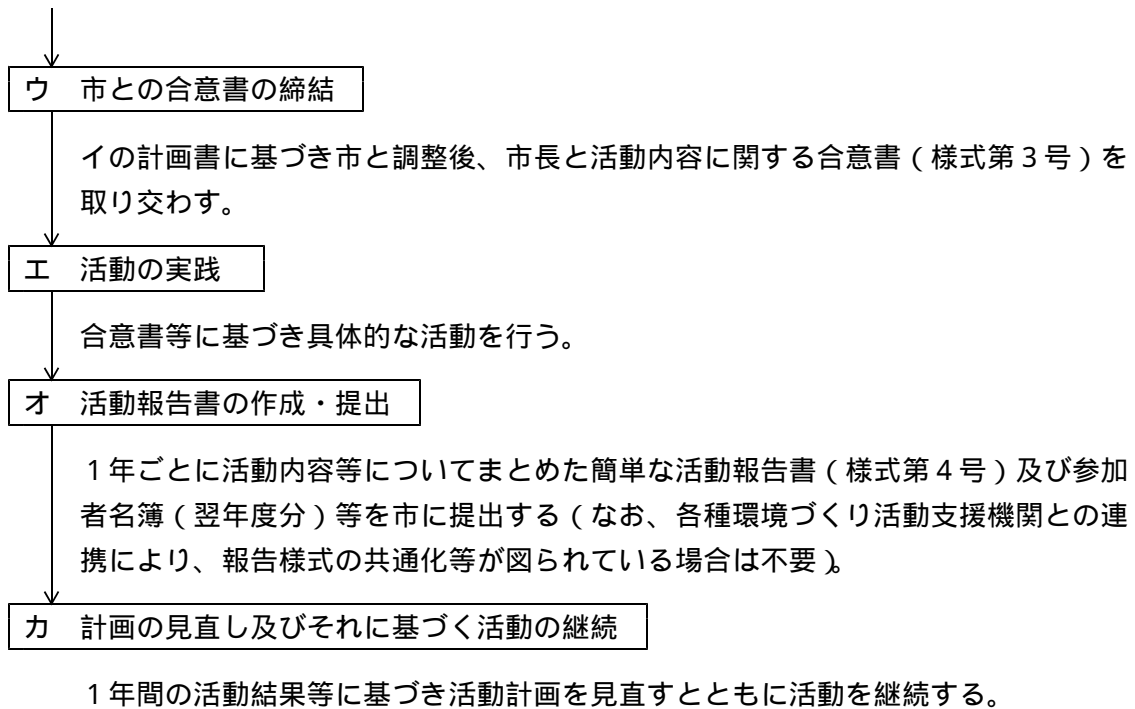
- ア 道路、河川、水路、公園、緑地、遊園地等の清掃・美化・除草等に関する事。
- イ 野生生物の保護・増殖及びそれらの生息・生育環境の保全・維持活動等に関する事(ただし、地域固有の生態系に配慮している事)。
- ウ 生活排水対策実践活動やアイドリング・ストップ活動等の都市・生活型公害対策に関する事。
- エ 街路樹、並木、生垣、花壇、プランター等の緑や草花等の育成・管理に関する事。
- オ 公共緑地への特色ある緑の植栽に関する事。
- カ 伝統的な町並み景観の保全や歴史的な文化遺産の保全活動等に関する事。
- キ 活動は、下記の基本的事項を遵守するものである事。
 - (ア) 政治的・宗教的な中立性を侵すおそれのない事。
 - (イ) 公序良俗に反しない事。
 - (ウ) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。以下同じ)、暴力団又はその構成員の統制下にある団体その他反社会的活動のおそれがあると認められる団体等との関係、又は当該団体との関係が生ずるおそれのない事。
- ク その他本事業の趣旨に合致すると認められる環境づくり活動に関する事。

手順

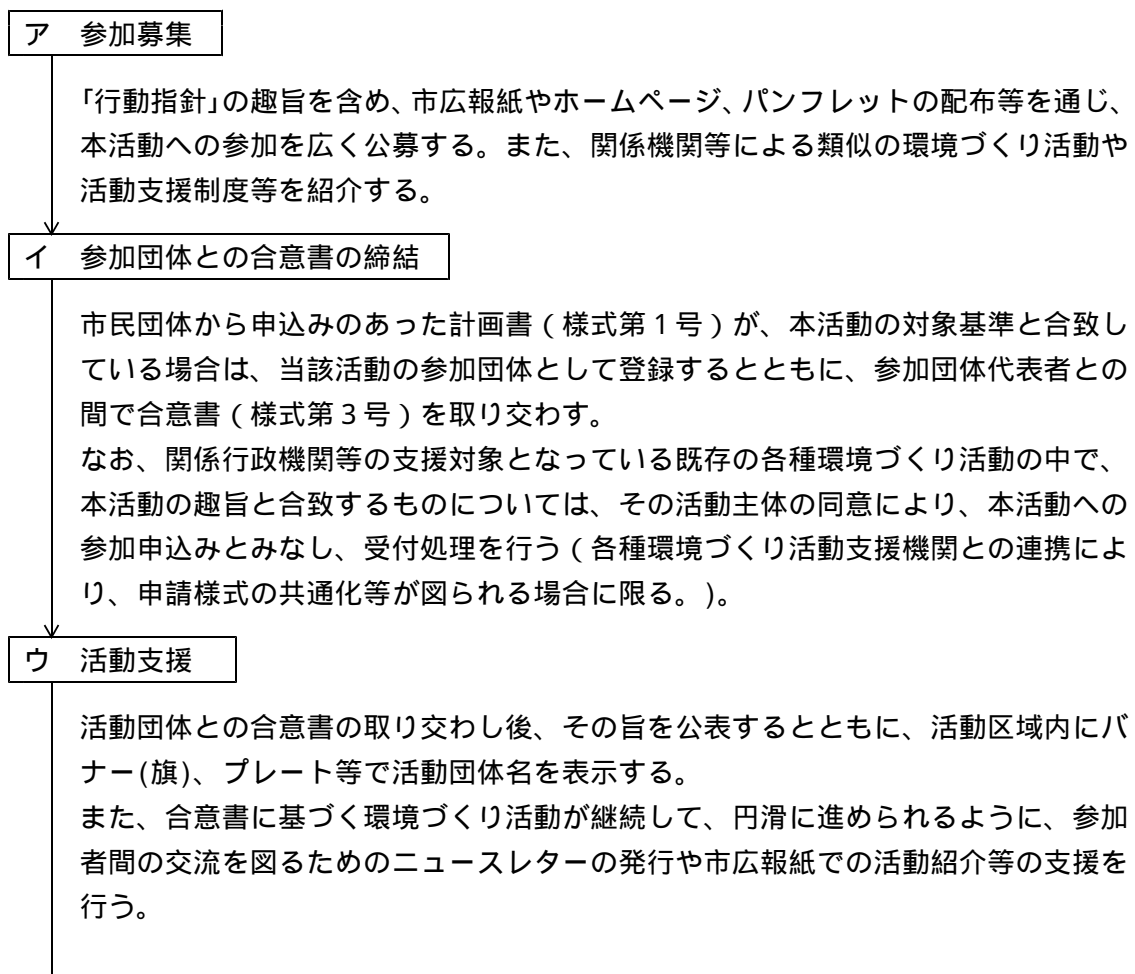
活動団体及び市別の手順は、以下のとおりとします。

《参加者は》





《 市は 》



↓
エ 優れた環境づくり活動の表彰・顕彰

市民団体等からの活動報告書（様式第4号）に基づいて感謝状を贈るとともに、優れた活動については表彰する。また、その結果は広く公表する。

その他

市は、参加団体の活動が以下の事項に該当する場合には、当該参加団体の登録を取り消すことができるものとします。

ア 参加者が市と交わした合意書その他の決まりに従わない場合

イ 他の環境づくり活動を行う者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合

ウ その他岡山市環境パートナーシップ事業の運用に支障を来すと認める場合

また、市は、参加団体が活動を行う区域の管理者とそれぞれ確認を行い、必要に応じ確認書を結ぶこととします。

(2) 地球市民部門

対象となる活動等の基準

主に、市域全域や地球規模等の広域的な範囲を対象に、市民団体や事業者等が取り組む下記の環境づくり活動とします。

なお、活動期間は原則として1年以上、最高5年間とします（継続は可）。

ア 家族及び団体単位等で各種環境家計簿等を利用し、自らが発生する環境負荷を継続して低減していく活動及びその取組を広く一般に普及する活動等に関する事。

イ 環境学習に関する機会の提供や学習プログラムの整備、人材の育成、市民団体等が行う学習活動の支援等を通じ、一般市民等を対象とした環境学習・環境教育を推進する活動等に関する事。

ウ 活動助成金の提供やアドバイザーの派遣等により、市民等による自主的な環境づくりを支援する活動等に関する事。

エ 環境省指定絶滅危惧種や天然記念物等の保護・増殖及びそれらの生息・生育環境の保全・維持活動等に関する事（ただし、地域固有の生態系に配慮していること）。

オ 概ね、単位町内会以上の規模で行われるごみ減量化や資源のリサイクルを推進する活動等に関する事。

カ 環境保全に関する国際協力・支援・交流活動等に関する事。

キ 活動は、下記の基本的事項を遵守するものであること。

（ア）政治的・宗教的な中立性を侵すおそれのないこと。

（イ）公序良俗に反しないこと。

（ウ）暴力団、暴力団又はその構成員の統制下にある団体その他反社会的活動のおそれがあると認められる団体等との関係、又は当該団体との関係が生ずるおそれのないこと。

ク その他本活動の趣旨に合致すると認められる環境づくり活動に関する事。

手順

活動団体及び市別の手順は、以下のとおりとします。

《 参加者は 》

ア 活動内容の決定

具体的な取組項目、目標、期間、参加者等を決定する。

イ 市への参加申込み

上記の内容を活動計画書（様式第5号）等にまとめ、エコボランティア活動地球市民部門への参加について、市に申込みをする（様式第6号）（なお、各種環境づくり活動支援機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は不要）。

ウ 活動の実践

計画書等に基づき具体的な活動を行う。

エ 活動報告書の作成・提出

1年ごとに活動内容等についてまとめた簡単な活動報告書（様式第8号）を市に提出する（なお、各種環境づくり活動支援機関との連携により、報告様式の共通化等が図られている場合は不要）。

オ 計画の見直し及びそれに基づく活動の継続

1年間の活動結果等に基づき活動計画を見直すとともに活動を継続する。また、必要に応じて、市に活動計画書（様式第5号）の変更を届け出る。

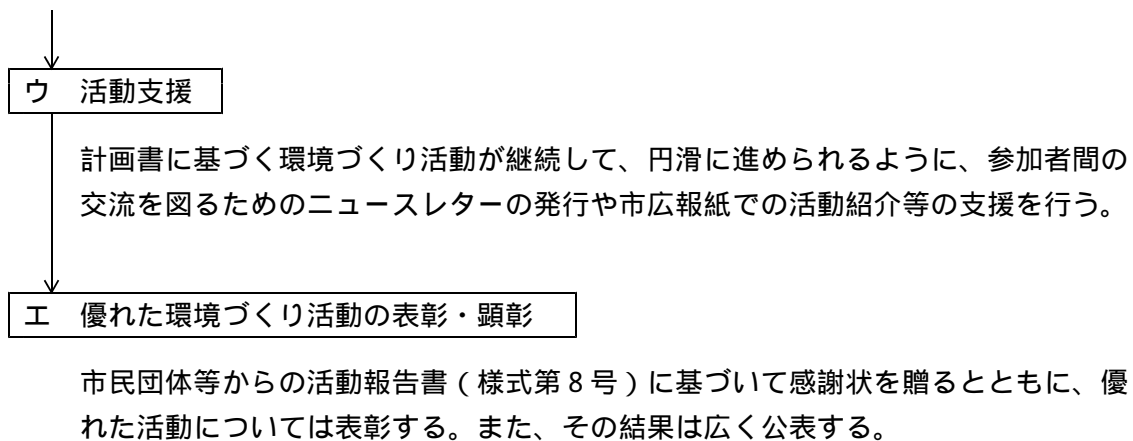
《 市は 》

ア 参加募集

「行動指針」の趣旨を含め、市広報紙やホームページ、パンフレットの配布等を通じ、本活動への参加を広く公募する。また、関係機関等による環境づくり活動等を紹介する。

イ 参加受付

市民団体からの参加申込みを受け付け、その活動と本活動の対象基準と合致している場合は、当該活動の参加団体として「登録」とともに、「登録証」（様式第7号）を申込団体に送付する。なお、関係行政機関等の支援対象となっている既存の各種環境づくり活動の中で、本活動の趣旨と合致するものについては、その活動主体の同意により、本事業への参加申込みとみなし、受付処理を行う（各種環境づくり活動支援機関との連携により、申請様式の共通化等が図られる場合に限る。）。また、参加団体を公表する。



その他

市は、参加団体の活動が以下の事項に該当する場合には、当該参加団体の登録を取り消すことができるものとします。

- ア 他の環境づくり活動を行う者等に迷惑を及ぼすおそれがある場合
- イ その他岡山市環境パートナーシップ事業の運用に支障を来すと認める場合

2. グリーンカンパニー活動

(1) ISO14001部門及びエコアクション21部門

対象となる活動等の基準

ISO14001部門については、組織の活動、製品・サービスが直接的又は間接的に与える著しい環境影響や環境リスクを低減し、発生を予防するための環境マネジメントシステムの要求事項を規定した国際規格であるISO14001の認証を取得した事業者が、同規格に基づき実施する活動とします。

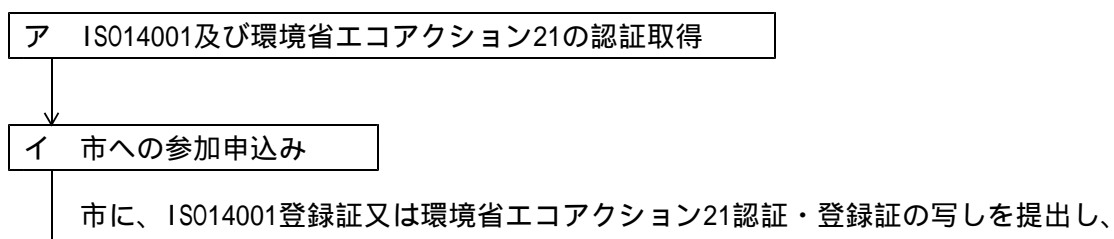
また、エコアクション21部門については、環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、公表する方法として環境省が策定した、エコアクション21の認証を取得した事業者が、同プログラムに基づき実施する活動とします。

なお、取組事業者は、別紙1の条件を満たすことが必要です。

手順

活動団体及び市別の手順は、以下のとおりとします。

《参加団体は》



グリーンカンパニー活動への参加申し込みをする（様式第9号）（なお、各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は不要）。

ウ IS014001及び環境省エコアクション21の計画書に沿った活動の実施

活動期間中、IS014001部門についてはサーベイランスの審査結果の写しを、エコアクション21部門については中間審査の結果の写しを提出する。

エ IS014001及び環境省エコアクション21の認証・登録の更新

市に、新たな登録証又は認証・登録証の写しを提出するとともに、グリーンカンパニー活動への継続参加の申し込みをする（なお、各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は不要）。

《 市は 》

ア 参加募集

関係機関との連携を図りながら、グリーンカンパニー活動の趣旨を含め、市広報紙やホームページ、パンフレットの配布等を通じて参加を広く公募する。また、必要に応じ、環境配慮方法等に関する情報を提供する。

イ 参加受付

事業所からIS014001登録証の写し又は環境省エコアクション21認証・登録証の写しの提出とともに、参加の申込みがあった場合は、「認定・登録証」（様式第10号）等を申込事業所に送付し、参加事業所を公表する（なお、各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は、その関係機関の同意により本活動への参加申込みとみなし、受付処理を行う。）。

ウ 活動支援

活動期間中は、事業者に対し、IS014001部門についてはサーベイランスの審査結果の写し、エコアクション21部門については中間審査の結果の写しの提出を求めて、活動状況を確認するとともに、計画書に基づく活動が継続して、円滑に進められるように、環境マネジメントシステム構築に関する講習会の開催や参加事業所間の情報交換を図るためのニュースレターの発行等の支援を行う。

エ 優れた環境づくり活動の表彰・顕彰

事業者から新たなIS014001登録証の写し又は環境省エコアクション21認証・登録証の写しの提出とともに、継続参加の申込みがあった場合は、新たな「認定・登録証」（様式第10号）等を送付するとともに、優れた活動については表彰する。また、その結果は広く公表する（なお、各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は、その関係機関の同意により、本活動への継続参加申込みとみなし、受付処理を行う。）。

(2) 環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門

対象となる活動等の基準

環境活動評価プログラム部門については、事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、環境への負荷及び環境保全の取組について自己チェックを行って作成した環境行動計画に基づき実施する活動とします。具体的な活動内容については、個々の事業者がその実状に合わせて設定することとしますが、それぞれの業種・地域特性等により、原則として、別紙2の取組内容を含むことが必要です。

また、ステップアップ部門については、中小企業基本法に規定された中小事業者が、自らの事業活動から発生する環境負荷を継続して低減するため、チェックリスト(別紙3)等を利用して設定した具体的な取組項目の実践に取り組む活動とします。具体的な活動内容については、個々の事業者がその実状に合わせて設定することとしますが、それぞれの業種・地域特性等により、設定することが望ましい取組項目や、活動期間及び取組事業者が満たすべき条件は、環境活動評価プログラム部門と同様です。(別紙1, 2参照)

手順

活動団体及び市別の手順は、以下のとおりとします。

《参加団体は》

ア 環境行動計画の作成

- (ア) 事業活動の概要
- (イ) 環境負荷の現状
- (ウ) 環境負荷の低減目標の設定
- (エ) 環境保全に向けた具体的な取組

環境行動計画書(様式第11号)の作成に際しては、「環境行動計画の作成のためのチェックリスト」(別紙3)等を利用する。

ステップアップ部門については、上記の内容の一部を省略することができる(ただし、(エ)を含むこと。)

イ 市への参加申込み

市に、上記行動計画書(様式第11号)を提出し、グリーンカンパニー活動への参加申込みをする(様式第9号)。

ウ 環境行動計画書に沿った活動の実施(1年間)

行動計画を継続的に進めるための仕組みや体制を整備し、計画書に沿った活動を1年間実践する。また、取組の状況は定期的にチェックし、負荷の状況や取組の結果を記録する。

エ 活動結果の評価、活動報告書の作成・提出

活動結果を計画や目標、前年度結果等と比較して評価するとともに、それらを含め

た活動内容等についてまとめた活動報告書（様式第12号）を市に提出する。
活動報告書（様式第12号）の作成に際しては、「環境行動計画の作成のための
チェックリスト」（別紙3）等を利用する。

オ 改善策の検討、新たな環境行動計画書の作成・提出

上記評価結果を基に次年度の改善策等を検討し、新たな環境行動計画書（様式第11号）を作成するとともに、市に継続参加の届出を行う。

《 市は 》

ア 参加募集

グリーンカンパニー活動の趣旨を含め、市広報紙やホームページ、パンフレットの配布等を通じ、本活動への参加を広く公募する。また、必要に応じ、環境配慮方法等に関する情報を提供する。

イ 参加受付

事業所から届出のあった環境行動計画書（様式第11号）の内容が、本活動の対象基準（別紙1, 2）と合致している場合は、「登録証」（様式第7号）を申込事業所に送付し、参加事業所を公表する。

ウ 活動支援

行動計画書に基づく活動が継続して、円滑に進められるように、環境マネジメントシステム構築に関する講習会の開催や参加事業所間の情報交換を図るためのニューズレターの発行等の支援を行う。

エ 優れた環境づくり活動の表彰・顕彰

事業者から届出のあった活動報告書（様式第12号）が別に定める基準（別紙4）に合致していると認められ、継続参加の申込みがあった場合は、新たな「認定・登録証」（様式第10号）等を送付するとともに、優れた活動については表彰する。
また、その結果は広く公表する。

（3）その他

市は、参加団体の活動が以下の事項に該当する場合には、岡山市環境保全審査会の議を経て、当該参加団体の登録を取り消すことができるものとします。

ア 下記の環境関係法令等に規定する罪を犯し刑に処せられた場合

・公害関係法令

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法、

瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法、

土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、浄化槽法

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- ・岡山県環境への負荷の低減に関する条例
- ・岡山市環境保全条例

イ その他岡山市環境パートナーシップ事業の運用に支障を来すと認める場合

なお、登録を取り消された事業所の再登録については、法令等により処分期間等が定められている場合は、その期間が終了するまでは再登録できないこととします。それ以外の場合は、刑の執行終了後、1年間は再登録できないこととし、登録は「新規登録」扱いとします。

・各種環境づくり活動支援機関が対象とする活動との連携

各種環境づくり活動支援機関(以下、「支援機関」という。)が対象とする活動の中で、別に定めるものについて、これを岡山市環境パートナーシップ事業の対象活動とみなします。

この場合において、この要綱に規定する参加団体の手続のうち、別に定めるものについては、支援機関の手続をもってこれに代えることとします。また、市は、これらの支援機関の対象となる活動団体に対し、本要領に基づいて、本事業参加団体とともに、参加団体間の情報の共有及び相互理解、交流等の取組促進のために必要な措置を講じることとします。

(別紙1)

グリーンカンパニー活動に取り組む事業者の条件

ア 代表者又は役員が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団をいう。）員、暴力団又はその構成員の統制下にある団体その他反社会的活動のおそれがあると認められる団体等の構成員でないこと。

イ 市町村税を完納していること。

(別紙2)

グリーンカンパニー活動における環境行動計画の作成基準

1. 期間

1年以上

2. 取組内容

原則として、計画内容に基づく活動の成果が、別紙4の認定対象活動として見込まれるとともに、業種や事業活動の所在地の地域特性等に応じ、以下の内容を含むことが望ましい。

(1) 業種別

ア 全業種共通

- (ア) 二酸化炭素、窒素酸化物等の排出抑制
- (イ) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
- (ウ) 省資源、グリーン購入

イ 建設業

建築物の建築・解体、開発事業に当たっての環境配慮

ウ 製造業

- (ア) 化学物質対策(化学物質の使用事業所に限る)
- (イ) 製品の開発・設計等における環境配慮

エ 運輸業

輸送に伴う環境負荷の低減

オ 卸売・小売業

環境保全型商品等の販売及び消費者に対する情報提供

カ 金融・保険業

投資・融資における環境配慮

(2) 地域特性

- ア 各種法令に基づく自然環境保全地域、自然公園地域、貴重な野生動植物の生息・生育地域(環境省指定絶滅危惧種及び天然記念物に限る)における事業活動
自然環境の保全対策及び野生動植物の生息・生育環境への配慮対策
- イ 表流水源、伏流水源等の水道水源取水地点及びその周辺地域における事業活動
水道水源取水地点及びその周辺地域への汚染防止に関する配慮対策

(別紙4)

グリーンカンパニーの認定に関する要領

1. 目的

この要領は、岡山市環境パートナーシップ事業実施要領(以下、「実施要領」という)の規定に基づき事業者が実施した自主的な環境配慮活動のうち、優れた成果が求められた場合に、市長が環境の保全及び創造に寄与した活動として認定することに関し必要な事項を定めるものである。

2. 対象

認定の対象は、下記の活動を実施した事業者とする。

- (1) ISO14001部門及びエコアクション21部門については、参加申込み時にISO14001登録証及び環境省エコアクション21認証・登録証の写しを提出することにより、認定・登録とする(なお、各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は、その関係機関の同意により、本活動への参加申込みとみなし、認定・登録とする。)

なお、活動期間内においては、下記事項を満足するものであること。

ア ISO14001部門についてはサーベイランスの審査結果の写し、エコアクション21部門については中間審査の結果の写しを提出し、これにより認証の維持が確認されること。

イ 活動期間内における対象事業活動が、各種環境法令に基づく規制基準等を遵守していたと認められること。

- (2) 環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門については次のとおりとする。

ア 実施要領の規定に基づき、市が登録をした環境保全活動を1年間実施し、その結果に関し以下の事項を含む報告を行うこと。ただし、ステップアップ部門については、又はのいずれかだけでもよいものとする。

環境行動計画において設定した「環境への負荷の低減目標等」の達成状況(結果について、定量的に把握したものであること。)

環境行動計画において設定した「環境への負荷の低減のための具体的取組項目等」の取組状況(結果について、「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」(実施要領(別紙3))により数値的に表現したものであること。)

イ 環境行動計画に基づいて実施した取組結果について、自ら点検・評価するとともに、これらの結果等を踏まえ、新たな「環境行動計画書」を作成し、引き続き岡山市環境パートナーシップ事業への参加申込みを行うこと。

ウ 活動報告書の内容が少なくとも下記のいずれかの事項を満足するものであること。

「グリーンカンパニー活動における環境行動計画の作成基準」(実施要領(別紙2))において、業種や事業活動の所在地の特性等に応じて取り組むべき事項として規定した項目をすべて含んでいること。

「環境への負荷の低減目標等」の達成状況が、環境行動計画において設定した目標値レベルを達成していると認められること(ただし、低減目標値が前年実績値と同等レベル以上である場合に限る。)

「環境への負荷の低減のための具体的取組項目等」の取組状況について、「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」(実施要領(別紙3))に基づいて点数化した数値の平均値が、2以上であること(ただし、チェックリストに基づく取組項目数が、少なくとも10項目以上あると認められること。)

エ 活動期間内における対象事業活動が、各種環境法令に基づく規制基準等を遵守していたと認められること。

3. 認定の方法

市は、実施要領に基づき、ISO14001部門及びエコアクション21部門については、ISO14001登録証及び環境省エコアクション21認証・登録証の写しの提出とともに参加の申込みがあった場合(各関係機関との連携により、申請様式の共通化等が図られている場合は、その関係機関の同意により、本活動への参加申込みとみなす)、また、環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門については、事業者から登録した環境行動に関する成果についての報告があり、その内容が本規定等に合致していると認められる場合は、これに取り組んだ事業者を「グリーンカンパニー実践事業所」として認定し、認定書を送付するとともに、その旨を公表する。

また、認定の期間はISO14001部門及びエコアクション21部門については、各認証期間と同一期間、環境活動評価プログラム部門及びステップアップ部門については、認定の日から1年間とし、取組内容の違いにより、以下のとおり認定する。

ISO14001部門

岡山市グリーンカンパニー(ISO14001部門)実践事業所

エコアクション21部門

岡山市グリーンカンパニー(エコアクション21部門)実践事業所

環境活動評価プログラム部門

岡山市グリーンカンパニー(環境活動評価プログラム部門)実践事業所

ステップアップ部門

岡山市グリーンカンパニー(ステップアップ部門)実践事業所

4. グリーンカンパニーマークの使用

市は、認定した期間内に限り、前記でグリーンカンパニーとして認定した事業者であることを記載したステッカー(市が作成・配布)の事業所への表示や、そのことを事業活動等において表示することを認める。

5. 認定の取り消し

市は、本要綱3において認定した事業者が、以下の事項に該当する場合には、岡山市環境保全審査会の議を経て、当該参加団体の認定を取り消すことができるものとする。

ア 下記の環境関係法令等に規定する罪を犯し刑に処せられた場合

・公害関係法令

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音・振動規制法、悪臭防止法、

瀬戸内海環境保全特別措置法、湖沼水質保全特別措置法、

土壌汚染対策法、ダイオキシン類対策特別措置法、浄化槽法

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 岡山県環境への負荷の低減に関する条例
- ・ 岡山市環境保全条例

イ その他岡山市環境パートナーシップ事業グリーンカンパニー活動の認定事業者としてふさわしくないと認められる場合

6. その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

(別紙5)

グリーンカンパニーの参加部門の変更に係る要領

1. 趣旨

この要領は、グリーンカンパニー活動の登録事業者が、その登録期間の途中において参加部門を変更しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

2. 対象

変更の対象は、グリーンカンパニー活動に登録された市内の事業者(以下「登録事業者」という。)とする。

3. 参加部門の変更方法等

(1) ステップアップ部門から環境活動評価プログラム部門への変更の場合

参加部門変更願(様式第13号)と環境行動計画書を提出することによって行う。環境活動評価プログラム部門の新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から起算して1年間とする。

また、ステップアップ部門の登録期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(2) ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門から

エコアクション21部門又はISO14001部門への変更の場合

参加部門変更願(様式第13号)と環境省エコアクション21の認証・登録証の写し又はISO14001の登録証の写しを提出することによって行う。エコアクション21部門又はISO14001部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から環境省エコアクション21により定められた認証・登録期間又はISO14001により定められた登録期間が終了するまでの間とする。

また、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(3) エコアクション21部門からISO14001部門への変更の場合

参加部門変更願(様式第13号)とISO14001の登録証の写しを提出することによって行う。ISO14001部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日からISO14001により定められた登録期間が終了するまでの間とする。

また、エコアクション21部門の認定・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(4) ISO14001部門からエコアクション21部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境省エコアクション21の認証・登録証の写しを提出することによって行う。エコアクション21部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から環境省エコアクション21により定められた認証・登録期間が終了するまでの間とする。

また、ISO14001部門の認証・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

（5）エコアクション21部門又はISO14001部門から

ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と環境行動計画書を提出することによって行う。ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門での新たな登録期間は、参加部門変更の受付日から起算して1年間とする。

また、エコアクション21部門又はISO14001部門の認証・登録の期間は、参加部門変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

（6）環境活動評価プログラム部門からステップアップ部門への変更の場合

参加部門変更願（様式第13号）と「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」（環境活動評価プログラム部門の参加申込時に提出済の場合は省略可）を提出することによって行う。環境活動評価プログラム部門にはステップアップ部門の取組が含まれているため、この場合には登録期間を変更しないが、改めてステップアップ部門の登録証を交付する。参加部門変更の受付日をもって、環境活動評価プログラム部門の登録証は効力を失うものとする。

4．参加部門の変更制限

一度、参加部門の変更を行った後は、次回の更新時（登録期間終了）まで、再度の部門変更は認めないものとする。

5．参加部門の変更を行った場合の認定方法について

（1）ステップアップ部門から環境活動評価プログラム部門へ変更した場合

登録事業者が、参加部門変更前にステップアップ部門で登録を受けた日から起算して1年間活動を実施した後、認定申込書（様式第14号）及び「環境行動計画策定・報告のためのチェックリスト」に取組結果の評価点等を記入した活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

また、登録事業者が、参加部門の変更日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、環境活動評価プログラム部門の認定を受けることがで

きる。その場合、ステップアップ部門の認定期間は、環境活動評価プログラム部門の認定日の前日で終了となるように変更するものとする。

(2) ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門から
エコアクション21部門又はISO14001部門への変更の場合

エコアクション21部門又はISO14001部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定期間は、エコアクション21部門またはISO14001部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

(3) エコアクション21部門からISO14001部門への変更の場合

ISO14001部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、エコアクション21部門の認定（登録）期間は、ISO14001部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

(4) ISO14001部門からエコアクション21部門への変更の場合

エコアクション21部門については、参加部門変更の受付日から登録とともに認定となる。その場合、ISO14001部門の認定（登録）期間は、エコアクション21部門の認定日（登録日）の前日で終了となるように変更するものとする。

(5) エコアクション21部門又はISO14001部門から
ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の場合

ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その活動報告書の内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門の認定を受けることができる。その場合、エコアクション21部門又はISO14001部門の認定（登録）期間は、ステップアップ部門又は環境活動評価プログラム部門への変更の受付日の前日で終了となるように変更するものとする。

(6) 環境活動評価プログラム部門からステップアップ部門への変更の場合

登録事業者は、登録を開始した日から起算して1年間活動を実施した後、活動報告書を提出し、その内容が、「グリーンカンパニーの認定に関する要領」の必要な事項を満足していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

参 考

グリーンカンパニーの参加部門変更における登録・認定の取扱について

ステップアップ部門 環境活動評価プログラム部門 への変更

<登録について>

部門を変更した時点で、ステップアップ部門の登録は失効する。

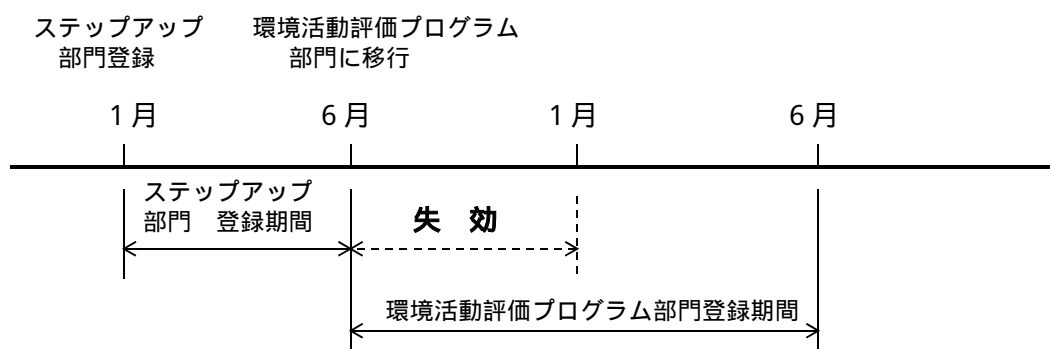
<認定について>

部門を変更しても、ステップアップ部門の活動を継続して実施していれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

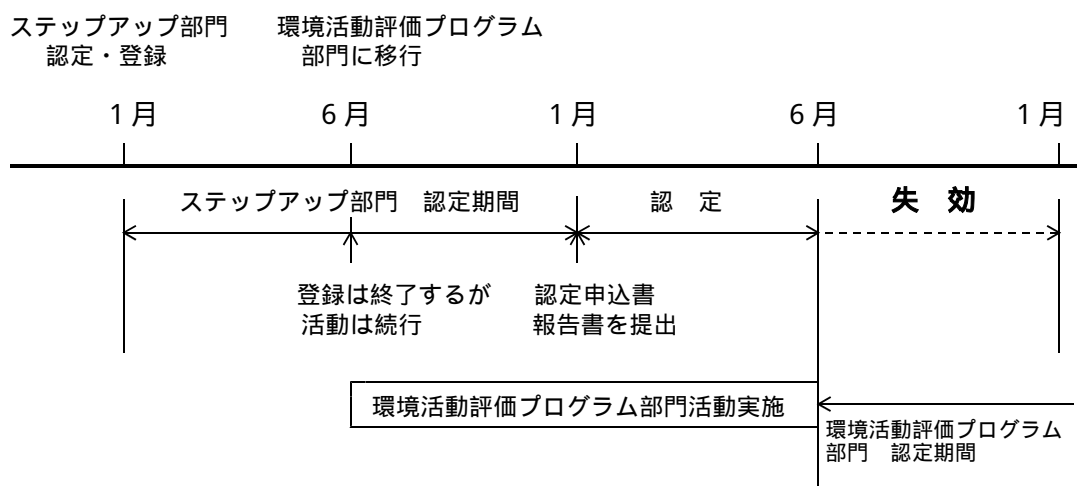
また、部門変更後、環境活動評価プログラム部門の活動を1年間実施すれば、環境活動評価プログラム部門の認定を受けることができる。

ただし、環境活動評価プログラム部門の認定を受けた場合、その認定日から重複する期間のステップアップ部門の認定については、効力を失うものとする。

(登録の例)



(認定の例)



ステップアップ部門 又は 環境活動評価プログラム部門（「旧部門」という）
 エコアクション21部門 又は ISO14001部門（「新部門」という） への変更

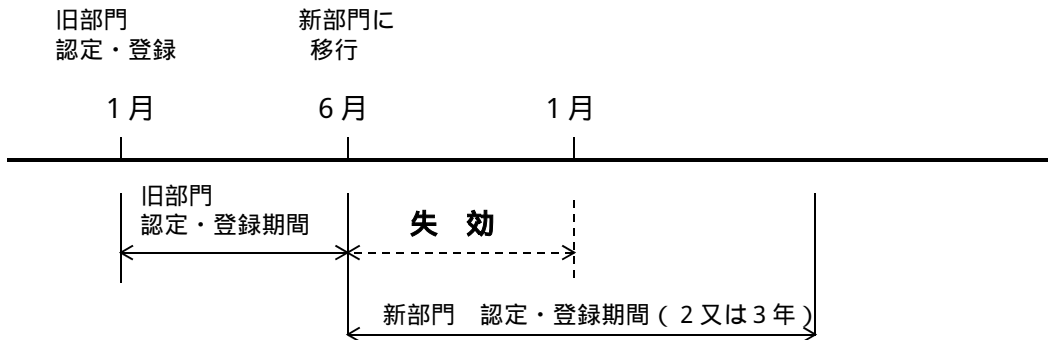
<登録について>

新部門に参加した時点で、旧部門の登録は消滅する。

<認定について>

新部門に参加した時点で、旧部門の認定は消滅する。（認定が重複するため）

（登録・認定の例）



エコアクション21部門 ISO14001部門
 又は ISO14001部門 エコアクション21部門 への変更

<登録について>

新部門に参加した時点で、旧部門の登録は消滅する。

<認定について>

新部門に参加した時点で、旧部門の認定は消滅する。

エコアクション21部門 又は ISO14001部門（「旧部門」という）
 ステップアップ部門 又は 環境活動評価プログラム部門（「新部門」という）
 への変更

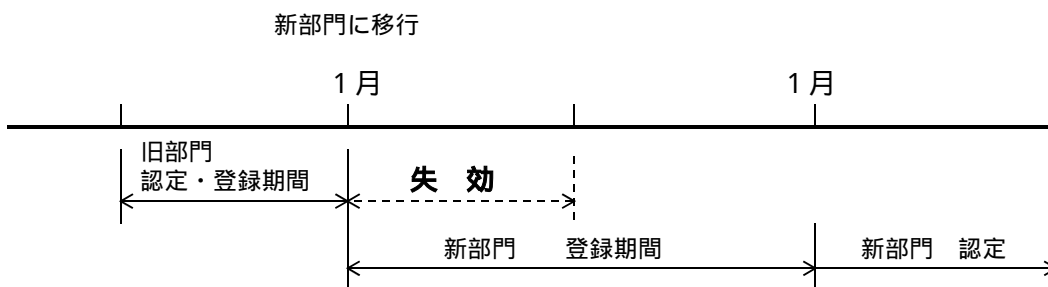
<登録について>

新部門に参加した時点で、旧部門の登録は消滅する。

<認定について>

新部門に参加した時点で、旧部門の認定は消滅する。

（登録・認定の例）



環境評価プログラム部門 ステップアップ部門

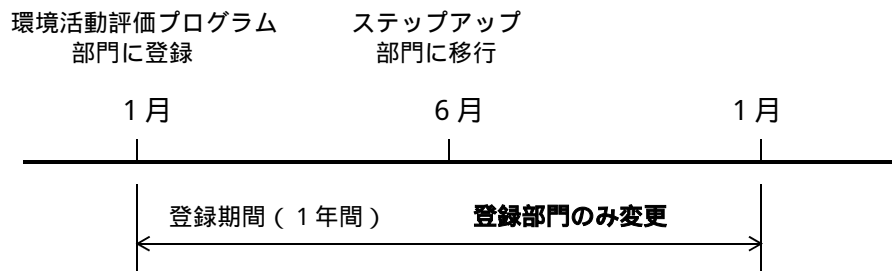
< 登録について >

環境活動評価プログラム部門にはステップアップ部門の取組が含まれているため、この場合には登録期間を変更しないが、改めてステップアップ部門の登録証を交付する。部門変更の受付日をもって、環境活動評価プログラム部門の登録証は失効する。

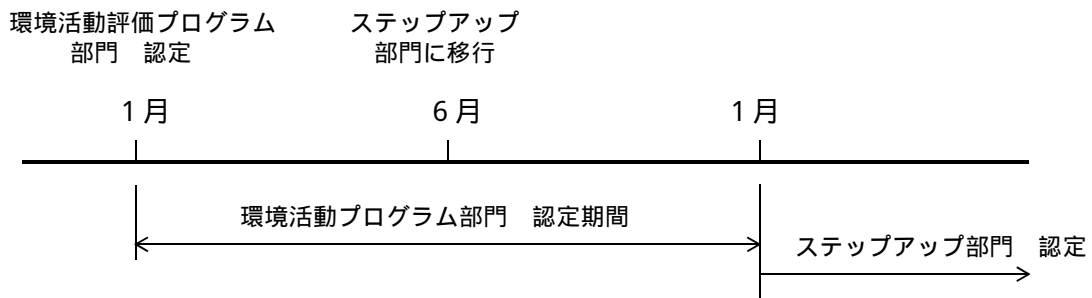
< 認定について >

登録を開始した日から一年間活動を実施すれば、ステップアップ部門の認定を受けることができる。

(登録の例)



(認定の例)



(別紙6)

グリーンカンパニーの登録期間の変更に関する要領

1. 趣旨

この要領は、グリーンカンパニー活動の登録事業者が、登録期間の途中において、その登録期間を短縮あるいは延長しようとする場合に必要な事項を定めるものとする。

2. 対象

変更の対象は、グリーンカンパニー活動ステップアップ部門及び環境活動評価プログラム部門の登録事業者のうち、1年以上登録・活動を続けている事業者(以下、「対象事業者」という。)とする。

3. 変更方法等

登録期間は、2ヶ月以内の短縮あるいは10ヶ月以内の延長は可能とする。

変更の手続きは以下のとおりとする。

(1) 登録期間を短縮する場合

対象事業者は、現在(変更前)の登録期間が終了する日の2ヶ月前から、登録期間が終了する日までの間のうち、新たな登録期間の開始日として希望する日に「岡山市グリーンカンパニー参加申込書及び登録期間変更届(様式第15号)」、活動報告書、及び環境行動計画書を提出すること。

変更後の新たな登録期間は、変更の受付日から起算して1年間とする。

認定については、活動報告書の内容が「グリーンカンパニーの認定に関する要領(別紙4)」に規定された基準を満足している場合には、変更の受付日から起算して1年間を認定期間とする。

(2) 登録期間を延長する場合

対象事業者は、変更前の登録期間が終了する日までに、「岡山市グリーンカンパニー参加申込書及び登録期間変更届(様式第15号)」を提出すること。岡山市は、変更届の提出により、認定・登録証の認定・登録期間の変更及び再交付を行う。

対象事業者は、変更届提出後も、新たな期間が終了となる日まで取組を継続実施した後、「岡山市グリーンカンパニー参加申込書(様式第9号)」、活動報告書及び環境行動計画書を提出することにより、更新を行うこと。

更新後の新たな登録期間は、登録期間終了の翌日から起算して1年間とし、認定についても、活動報告書の内容が「グリーンカンパニーの認定に関する要領(別紙4)」に規定された基準を満足している場合には、認定期間終了の翌日から起算して1年間を新たな認定期間とする。

4. 登録期間の変更制限

登録期間の変更を行った対象事業者については、変更の日から5年間は再度の期間変更は認めないものとする。